

1996. 7

vol. 16

Number. 59

f c t

GAZETTE

ガゼットは
テレビと市民
のデータバンクです

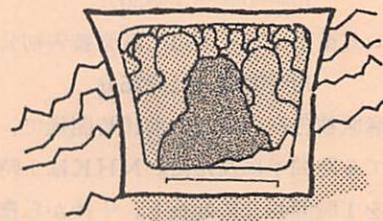
複写（コピー）は
ご遠慮下さい。

編集・発行 / FCT市民のテレビの会 (Forum for Citizens' Television) 編集委員会 責任者・鈴木みどり
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 購読料／年間 (3回発行) ¥2000 (送料共) 一部 ¥650 (送料別)
第一勧業銀行逗子支店 (普通預金1425785) 郵便振替 00190-3-84097

■ 特集 1

報道特別番組を検証する

—麻原被告初公判で多用されたVTR—



1996年4月24日、午前9時55分（テレビ朝日とテレビ東京は10時）、テレビ各局は一斉に麻原被告の顔を掲げて特別番組を開始。

「日本の裁判史上まれに見る歴史的裁判ということで、まさに異例づくめともいえる異様な雰囲気のなかで、麻原彰晃こと松本智津夫被告の初公判が始まろうとしています」（TBS杉尾キャスター）。タイトルの活字に赤や橙できざみ文字を使って恐ろしげに仕立て、BGMや効果音を添えて異様さを盛り上げ、増幅させる。

多くの犠牲者や被害者を出して、まだ癒されない人も多いという反社会的事件を引き起こした人

物の初公判である。テレビ各局はこれまでにワイドショーを中心にして「巨人戦の中継より視聴率がとれるオウム報道」の番組を競って作った。

放送前のビデオをオウムに見せた「TBSビデオ問題」も大きな禍根を残した。

ほとんど麻原公判一色になった24日、テレビが伝えようとしていたことは何だったのか。皇室報道、湾岸戦争報道をはじめ多くの特別報道番組をチェックしてきた積み重ねのうえに、FCTは総力を集めて各局の番組の検証を行なった。今後よく続くであろう「オウム裁判」番組を読み解くための実証的資料として提起したい。

■CONTENTS■

- 特集 1 報道特別番組を検証する
—麻原被告初公判で
多用されたVTR— 1
- 特集 2 FCTフォーラム記録
「テレビと公共性」
—NPO法案を契機に
市民として考える— 7
- 特集 3 日本の子ども番組とNHK海外ドラマ
—「子どものテレビ憲章」から考える— 11
- 特集 4 子どもの死生観における
マスメディアの意義
野津貴史 15
- 会員コラム・メディア時評
ナタニ・シーラ 16
- データバンク 国内篇
TBSビデオ問題掲載月刊誌特集 17

イラスト 市川雅美

●分析対象番組のタイトルと放送時間

NHK—報道特別番組・麻原被告初公判

9時55分—11時40分

日本テレビ—NNN報道特別番組・麻原彰晃こと
松本智津夫被告初公判

9時55分—11時30分

TBS—JNN報道特別番組・裁かれる教祖被告
席に。9時55分—11時20分。

FJテレビ—FNN特別番組・裁かれる教祖の犯
罪。9時55分—11時30分。

テレビ朝日—ANN報道特別番組・麻原彰晃被告
初公判、裁かれる15の大罪。

10時00分—10時30分。

テレビ東京—ワイド11・麻原被告初公判

10時00分—11時25分。

麻原被告初公判は午前10時開廷で、午後4時半まで6時間半に及んだ。NHKは1時間の番組予告を1時間40分に延長し、午後から夜にかけては定時のニュース枠を拡大して、この公判について報道していた。民放では日本テレビ、TBS、FJテレビが午後のワイドショー枠を公判一色にし、更にテレビ朝日を加えて4局で4時台に特別番組を組んでいる。この4局は公判2日目25日にも午前中1時間の特別番組を組んでいて、まさにオウム報道のオンパレードだった。

こうした状況のなかで、東京キーの各局が一斉に番組をはじめた午前9時55分からの番組はどのようなものであったか、を検証するためにスタッフが録画し、シートに記入するという作業を行なった。なおテレビ朝日は番組の時間が30分と短いので、数量的な比較はできないが実数としてあげておきたい。

●報道特別、の中身は

この時間帯の番組各局に共通していたのは、法廷から交替で駆け出してきて、地裁前の中継テンプ内に待機しているキャスターと記者やコメンテーターに、廷内の様子を伝える、という場面である。それを受けてテント内で解説をする。人定質問で何と答えたか、衣服についてやりとりがあった、などと本人の映像がいっさいないところで、彼の

言動がこまかく報告される。それが約50分続きその後地下鉄サリン事件の3000名に及ぶ被害者の名前を裁判長が読み出す11時からは、各局ともに時間を埋めるために、これまでの事件や麻原被告のこれまで、といったVTRと解説ばかりになる。104号法廷のセットを作ったり、パネルを駆使してそこで被告の人形を動かしたり大きな顔パネルを映して吹き替えで音声を入れたり、と苦労もわかるのだが、報道番組でここまでやるのか、と問いたくなる。30分でぱっと終わりにして「暴れん坊将軍」の再放送に切り替えたテレビ朝日はいさぎよい決断だった。

●被告の顔を何度みたか

麻原被告の顔がいかに度々画面に登場したか、各局担当者はみんなうんざりした、と報告しあった。静止した写真、VTRから編集した話している場面、オウムが作ったプロモーションビデオを編集したと思われる各色の宗教服（クルタ）を着ているところなど。ともかくパストショットではなく、肩から上のアップだけを数えてみた。

NHK— 8回 日本テレビ—22回

TBS— 10回 フジテレビ—13回

テレビ朝日—5回 テレビ東京—20回

日本テレビとFJテレビは「週刊文春」に掲載された、拘置所内を移動する黒い頭巾をかぶせられ異様な被告の写真を使い、「神秘的な存在」「不気味な人間」と麻原像を作りあげている。

TBSは白、赤、青など色違いの宗教服を見せ、テレビ東京は法廷内の被告をコンピュータグラフィックでアップにして見せている。

また法廷内の被告の様子を伝えるスケッチを各局ともに繰り返し使っている。

NHK— 10回 日本テレビ—18回

TBS— 2回 フジテレビ—37回

テレビ朝日—7回 テレビ東京—13回

FJテレビの37回は異様な多さだ。例えばNHKの10回は斜め横からの被告の肩から上のスケッチで、同じものが8回にわたって画面いっぱいにズームアップして使われている。

「テレビで見た人、っていうスターのように、

実際の教祖を目の前にすると、あのヒゲ、髪の毛のはやしかた、ああいう風体が偉大なひとのよう見えてしまうんですね」（元信者、NHK）というコメントもあった。こうまで繰り返すことによってアイキャッチャーとしての麻原、という目的は達せられたかもしれないが、そこには報道、の域を越えて、より刺激的に視聴者を引きつけようとする別の意図が見え隠れしている。今後延々と続くオウム裁判の報道のなかで、繰り返しアップで登場するあの風体を、視聴者はより客観的に見る姿勢をもつことが必要であろう。

●番組を構成する人たち

各局とも共通しているのは、スタジオや地裁前のテントにキャスターや解説者をおき、そこへ法廷内から記者が交替で出て来てレポートする、というパターンである。大きくわけて、番組の構成者の立場にある登場者は以下の通りだった。

1はキャスター、2は解説記者、3は法廷取材記者、4はコメンテーター。スはスタジオ、テはテント。他に各地の取材記者が各局に多数。

NHK

1. 末田正雄（ス） 伊藤博英（テ）
2. 高橋聰（テ） 出石直、田原稔（ス）
3. 男性記者5人

日本テレビ

1. 笹尾敬子（テ）
2. 倉林由男（テ）
3. 女性記者2人、男性記者3人
4. 河上和雄元検事

TBS

1. 田丸美寿寿（ス） 杉尾秀哉（テ）
2. 真木明（テ）
3. 男性記者3人
4. 安富潔慶応大教授、料治直矢元TBS員

FJテレビ

1. 安藤優子（ス） 山中秀樹（テ）
2. 箕輪幸人（テ）
3. 女性記者3人、男性記者3人
4. 佐藤道夫元検察庁 小野毅オウム被害者対策弁護団、竹内精一元オウム対策

テレビ朝日

1. 鳥越俊太郎（ス）、山口豊（テ）
2. 後藤信広（テ）
3. 女性記者1人、男性記者4人
4. 岡田尚オウム被害者対策弁護団

テレビ東京

1. 高原寛司（テ）
2. 平林彰（テ）
3. 女性記者1人、男性記者4人
4. 紀藤直樹弁護士（テ）

女性がメインキャスターになっているのは民放3局。法廷記者に女性がいないのはNHKとTBSである。NHKは番組構成員に女性が一人もいない。歴史的な裁判に女性は不向きと考えたのだろうか。

各局の法廷記者はいずれも20代から30代の若手記者。法廷から走り出て来てすぐにレポートをする重労働に耐えることが大切だったようだが、現実にはメモを片手に息をはずませて、逐一麻原被告の言葉を伝えては、また廷内にとって返す。

廷内で被告が発した言葉をいち早く伝えることが、報道特別番組のいわば“目玉”としてこの時間帯に各局が速報を競ったのだが……午後の麻原被告の意見陳述の折りには、彼が発するカルナ、ムリタ、ウペクシャーといった用語を聞き取ることが出来なくて、「宗教用語を使って…」といった苦しいレポートになっていた。「弁護人も理解できない説法」にマスコミが振り回された場面もあった。

NHKはコメンテーターを一人も登場させず司法担当記者の解説だけという、すっきりした構成。

民放各局もこの日は専門家またはオウム真理教被害者の会といった関係者にしばって、日頃の特別報道番組にくらべても少なかった。

特別報道番組は制作者にも視聴者にも“緊張感”が伴う、テレビの大切な部分を担っている筈である。自局の選りすぐりのスタッフを動員して局として何を伝えたいか、責任をもって取材したものを見う、という番組づくりをもって、視聴者との間によい緊張関係を作ることも可能だろう。

●インタビューされている人々

表1 麻原初公判報道特別番組でインタビューされた人物一性別・局別人数

テレビ局名 役割設定	性別	N H K			日本テレビ			TBSテレビ			フジテレビ			テレビ朝日			テレビ東京			計		
		女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
被害者及び遺族		3	2	5	1	1	2			0	5	4	9			0			0	9	7	16
一般市民		2	2	4	2	2	4	6	8	14	1	2	3			0		1	1	9	15	24
オウム信者・元信者		1	1		2	2	1	1	2		3	3			0		3	3	1	10	11	
専門家など			0	1		1		3	3	1	3	4			0		0	2	6	8		
計		3	5	8	4	5	9	7	12	19	7	12	19	0	0	0	0	4	4	21	38	59

各局それぞれに、どんな人たちが取材され、登場したかを表1にまとめてみた。

テレビ朝日にはインタビューされている人がまったく登場していない。総時間量が少ないことはあるとしても、この局の一つの姿勢か。

テレビ東京は女性が一人も登場していない、被害者や遺族もインタビューなし。NHKは地下鉄サリンの犠牲になった地下鉄職員の妻が遺影の前でハンカチをにぎりしめて話し、いまも後遺症に苦しむ女性の生活を追っている。男ばかり登場して作られているNHKの番組の中で、女性は被害者として情緒的な描き方をされているだけという作り方は、公共放送としていかがなものか。

フジテレビは松本サリン事件の被害者住民を3人（女3、男1）、地下鉄職員の遺族、など、被害者からの声を丹念に取材。

TBSは日比谷公園で傍聴希望者4人の尤もらしい一言をひろいながら「大半の人達はマスコミが動員したアルバイト」と取材記者がコメント。

霞ヶ関駅では女3、男2人に裁判について一言を求めている。

テレビ朝日を除く各局ともオウムの元信者を、モザイクをかけたり、音声を変えたりしてインタビューしている。

専門家、コメンテーターの女性2件はいづれも江川紹子が裁判の注目点について、日本テレビとフジテレビでコメントしている。

元検事、元検察庁・現参議院議員など、いかついイメージの人たちのコメントは、少なくともワイドショーや皇室結婚報道特別番組などで各局がならべる御用達評論家の俗流人生論と違って裁判

の内容に終始していた。

●まとめのVTR、再現VTRの多用

今回おこなった検証作業のなかで大きな問題として見えてきたのは、VTRによるまとめ、を各局が多用していることだった。

そこで、各局で使用したVTRを取り出してその内容を場面ごとではなく、同一内容の場面の続きを1件と数えて、同一VTRの中で2項目以上ある場合は両方に加算した（マルチ集計）のが表2である。VTRの種類を1～3に分類してある。

1—資料映像、時間的にずれがあるもの。

2—経過説明、解説、資料としてのまとめ。

3—再現化、ふきかえ、ドラマ化してある。

この表から読み取れることを整理すると……

☆人物について

麻原被告の過去と現在、拘置所に入ってからの一年、といったまとめのVTRが各局合計で25件もあり、とくにフジテレビとテレビ東京は再現という手法を多用している。

麻原被告逮捕の瞬間という独占スクープ写真とともに、不安を募らせるような怪しげなオーケストラのBGMがなり、男の役者の吹き替えで「袖の引っ張り方が乱暴で（看守の）」「食事はここが一番いい（拘置所のこと）」など麻原被告の顔、拘置所風景、小菅上空などの映像に重ねてある。これが「“教祖”堀の中の秘生活」と赤いテロップとともに続く2分のフジテレビのVTR。

被害者・遺族への取材は12件。フジテレビはインタビューにも川べりを歩く遺族に足音の効果音を加え、背景に靄がかかった沈む太陽を象徴的に使うなど、とくに情緒的にドラマ化、BGMと効

果音を多用しその上赤、黄、紫といった色の説明調のテロップが入る。

被害者よりも元信者や現在も信者、についてまとめたものが、22件もあった。特に分類3の再現VTRがフジテレビに4件、テレビ東京に3件。フジテレビは「さまよえる信者」というナレーションをつけて、日本テレビは「手記」としてふきかえのセリフを用い、そこにハープのBGMを流す、といった情緒的な作り方をしている。テレビ局の姿勢がいまも市民よりオウムの方に向いていることを示している。

教団を離れられずにいる信者がテレビで度々繰り返されるオウム報道によって、かえって勇気づけられたり、結束を強めたりしている、と報道されているのは、テレビの姿勢によるものもあるのではないか。中田元被告は堂々と日本テレビとテ

をめぐるドタバタ劇」と題したVTR（公判延期についてBGM入りで面白おかしく仕立てあげてある）や警備員に扮した男が登場したりしている。

護送車の映像は20件もあり、同じVTRの繰り返しが多かった。民放各局は高速道路を走る車の列をヘリで追いかけているがNHKは、拘置所を出る場面、地裁に入る場面で護送車を追っている。空撮映像については、5月23日の第3回公判から、新聞、テレビともに代表取材をすることになった、と報じられていた。同じ日の朝日新聞朝刊は、「おことわり」として、裁判が本名で審理されることから今後は松本智津夫、と表記すると一面で伝えていた。

4月24日の特別報道番組において、新聞のテレビ欄の表記も本名で通した日本テレビは、番組中もはじめに「被告を松本智津夫と呼ぶ」と断って

表2 麻原初公判報道特別番組におけるVTRの内容一局別件数（マルチ集計）

内容	テレビ局名 VTR分析	N H K			日本テレビ			TBSテレビ			フジテレビ			テレビ朝日			テレビ東京			計			
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
人物	麻原被告の過去と現在	4			5			4			1	3		4			4	0	18	7	25		
	傍聴希望者	1			1	1		2	1		1	2		1	1		1			6	6	0	12
	被害者及び遺族	2	2			1			1		2	2		1					1	2	7	3	12
	現在の信者及び元信者		1		2		1	1	2		3	4	1			1	3	3	5	9	8	22	
状況設定	104号法廷及び裁判	2			4		3	4	2	1	1	3			2		2		3	13	7	7	27
	護送車（逮捕・出廷）	1	3		2	1		2	3		1	1	2		1	3			9	9	2	20	
	地下鉄サリン事件	1	2			4		1		1	2	1		1				1	2	9	3	14	
	松本サリン事件		1						1		2							1		4		4	
	その他のオウム報道	5			2			3		1	1	1						3	1	11	4	16	

テレビ東京の取材に応じ、ビーンビーンという不安げなBGMとともに修行中の信者の様子なども紹介されている。（テレビ東京）

☆ 状況設定について

東京地裁104号法廷の映像は27件あった。開廷前に撮影が許可された時のもので、正面から廷内を映し裁判長の顔が次第にアップになる、という各局ほとんど同じ場面である。同じVTRを数回繰り返し使っている。

日本テレビは再現セットで法廷を作り「初公判

通しているのは、自主的な英断だった。

地下鉄サリン事件については14件と各局ともにまとめ、再現VTRで扱っているが、松本サリン事件については合計でも4件しかなく、日本テレビ、テレビ朝日は触れていない。市民を多数まきこんだ事件としては同じ意味をもっている筈だが、時間的経過と首都圏と長野県という地理的な問題もあるのだろうか。

TBSは松本サリン事件について、丹念なまとめをしている。一救急車出動一空撮で現場の様子

—死んだザリガニ—松本市民5人にインタビューを中継記者も派遣して現場の紹介とともに黄色いテロップで「1994年6月27日、松本サリン事件発生、死者7名、重傷者144名の大惨事に」4分のVTRが終わるとタララーンというBGMとともに麻原被告初公判という赤い文字が踊り出てきて、アイスクリームや生理用品のCMが何事もなかったように5本続く。視聴している人にとっては抵抗感が残る。

その他のVTRは、NHKを例にとると、麻醉薬密造事件のまとめ（オウムのビデオも使用？）落田さん、仮谷さん殺人事件、オウム付属医院の果たした役割、などについて男性のナレーション入りでまとめている。テレビ東京は法廷の模型を作りそこでコンピュータグラフィックを用いて廷内の様子をズームし—被告の顔アップ—インタビュー—被告のスケッチ、というVTRを2分づつ2回、その他にも同じような廷内風景、とCGを利用したVTRを多用している。

3年位以前、どこからともなくFCTに送られてきた1本のVTRテープがあった。屠られた羊と書かれたテープの内容は上九一色村の上空を飛ぶヘリの映像からはじまる、オウム教団の宣伝VTRだった。メディア対策に長けていた教団が多くの宣伝VTRを多方面に流したのだろう。

そのプロモーションビデオの類いではないかと思われる修行場面や教祖の言動場面が、今回の各局のVTRの中にもはさみこまれていた。教祖のひとことで殺人もいとわない信徒たちがまだいるのに、誰がどう受け止めるかわからない報道のなかに、こういうテープを使うことに疑問をもたないのだろうか。

☆ VTR使用についてのまとめと提言

今回の報道特別番組で各局が使ったVTRの本数はおよそ次のようなものだった。（カウントの仕方により若干の誤差を含む）

NHK—	11回	日本テレビ—23回
TBS—	20回	フジテレビ—23回
テレビ朝日—	8回	テレビ東京—12回
長いもので4分、短いもので20秒、と一本のV		

VTRの時間は様々だが、テレビ東京を例にとると総VTR時間量は20分になる。テレビ朝日を除いて他もこれに近い時間をVTR放映に使っている。これらは、あらかじめシナリオを作つて映像を用意し、編集して構成された、いわば物語性をもつたものとなっている。画面に出る人間は署名入りともいえる処理があるのに、VTRを作つた人は無署名、黒子のような立場にある。その部分を担当する人が、VTRを“物語”に仕立てるための技術的挑戦を試みてはいないか。テレビが引き起こした様々なトラブルはVTRと無縁ではなかったはずである。

報道のなかで、多用される「VTRにまとめましたのでごらん下さい」は、テレビのジャーナリズム性を低下させてはいないだろうか。

時間的なずれがあるものを報道するためのVTRは受け入れられるとしても、BGMや効果音、極彩色のテロップ、吹き替え、人間を使って再現するドラマ化は報道の場になじまない。

4月30日夜7時から11時までの長時間TBSはビデオ問題を検証した番組を特別報道した。

内容にはいささかの疑問が残ったとはいえ、CMがない、効果音もBGMもない、カメラのワンショットが長いので、目まぐるしくない。全体にすっきりした作りになっていた。

番組の制作に関わったキャスターが「検証番組はゴテゴテした装飾はやめて、できるだけシンプルな形で放送したつもりです。音楽もほとんどつけてないし、ナレーションの原稿も乱暴な表現はなるべく避けた。こういう形がひとつの方向性かなと思っています」（「創」6月号インタビュー）と語っている。いつもは承知のうえでゴテゴテやっていたのか？ この検証番組は長時間のハードな内容なのに20.2%の高い視聴率（ビデオリサーチ）だった、と翌日の新聞に報じられた。視聴率を信奉はしないが、よい番組ならばきちんと見る視聴者がいることを証明した。今後の特別報道番組がこのようなよい関係で成り立っていくことを願っている（検証・FCTスタッフ、表作成・新開清子、文責竹内希衣子）

テレビと公共性—

N P O 法案を契機に市民として考える—

於：東京ウイメンズプラザ、1996.3.22

1996年は年頭から、市民活動を支える制度としての新しい法案「N P O 法案」をめぐって、市民のネットワークが、法案成立に向けてシンポジウムや講演会を開催するなど、国会内外でさまざまな動きが展開された。N P O 法案は市民活動団体の「法人化」を目的とした法案だが、その条文には「公益の増進」（与党案）、「市民公益活動」（野党案）といった文言が含まれている。

F C T は長年にわたって、公益性を持つ、すなわち公共性の高いメディアであるテレビの問題を取り組んできたが、日本の社会ではテレビの社会的、公共的な重要性やその問題性が市民のあいだで十分に認識されているとは言えないのではないだろうか。このような問題意識から、N P O 法案を契機に「テレビと公共性」を再考すべくフォーラムを開催した。フォーラムでは市民活動とN P O 法案の実現に向けて活動を続けている柴尾智子さん（第一総合研究所）と、メディアの公共性、公共圏についての研究者である花田達朗さん（東京大学社会情報研究所）に話題提供をしてもらい、それを受けた会員を中心とする26名の参加者により充実した討論が行われた。

N P O 法案と市民のエンパワーメント：柴尾智子

まず指摘しておきたいのは、F C T はアメリカのN P O 界の電通といわれているPMC（パブリック・メディア・センター）を日本はじめて紹介したという意味でN P O と深い関わりを持つ団体といえる。N P O とは「民間の非営利組織」であり、「非分配原則（収入から費用を差し引いた純利益を利害関係者に分配することが制度的にできない）に基づく非政府組織である。アメリカではN P O が存在するため市民活動が盛んであるが、日本にはN P O がない。そこで、1993年にN P O 推進フォーラム事務局を設け法案成立をめざして活動を始めた。1993年の段階では、行政からの自

立と自由が保証された形での新しい制度が実現するにはまだかなりの年数がかかると考えられていた。1994年になって初めて、「今後の社会参加活動の推進に重要な役割を有するN P O （NGO）」という文言で、公的文書にN P O という言葉が用いられた。「市民活動を支える制度をつくる会C's」も発足したが、民法改正は難しく事態は進展しなかった。ところが1995年1月に阪神大震災が起こり、状況は一変した。ボランティアブームが起こり人々と市民活動を法人化するための法案が新進党、与党などから出された。そして今年3月にはN P O 法案はその成立がかなり可能性のあるものと認識されるようになった。

市民活動団体やボランティア団体の多くは任意団体で社会的に認知されておらず、単なるグループとして扱われ、寄付金なども受けられない。かといって法人化するには数千万から数億円を必要とする。公益を目的とする法人を設立するには、民法により主務官庁の許可を得、その監督に従うことになっている。このような事情から、現在存在する公益法人はほとんどの場合、官庁の「天下り法人」になっている。N P O 法案では、市民活動のような任意団体に法人格を与え、寄付を可能にし、税制優遇措置を取るよう求めている。このN P O 法案のモデルになっているのはアメリカの制度である。アメリカでは18才以上のアメリカ人の54%＝9840万人が1週間に4時間ボランティアとして活動している。それに対し日本では400万人強と、かなりの差がある。この差はキリスト教の伝統、社会の成り立ちの相違といったことから生じているとも考えられるが、N P O の数の違い、非営利セクターが占める大きさの相違（G D P の6.3%）がより大きな原因となっている。

今日、日本においては自発的な市民団体の活動、ボランティア活動がますます重要になってきてい

る。ボランティア活動が盛んになるには、NPOが多く生まれ、活性化されることが必要である。もしNPO法案が通れば、日本の法律で「市民」という言葉が初めて使われることになる。できるだけ、早く柔軟性を持つ緩やかな法案の成立が望まれる。

テレビと公共性を考える：花田達朗

公共性という言葉は公益という言葉とも似ており、曖昧な言葉である。それをどのような立場で、どう捉えるかによってポジティブに受け取る人もいれば、ネガティブに受け取る人もいる。この公共性の意味のねじれをどうときほぐすか、用語 자체を捨てるのか、意味転換を計り、再度使用するのかを考える必要がある。私の結論を先に言えば、「放送の公共性」から「放送による公共圏の設営、造営」という方向で意味の確定を計りたい。その論拠を構成するために「公共圏」という言葉を手掛かりに論を進める。「公共圏」とは批判的な言説空間であり、言語、シンボル・表象が闘争しあう社会空間のことである。

近代は「個人の領域」「公権力の領域」が分割することから始まる。この分割の中でブルジョワ知識層のあいだで信教の自由、内面の自由を持った「親密圏」が生じる。これが18世紀における近代の自由の最初の発生現場となる。このブルジョワは私有財産と教養を持つ。私有財産は商品交換と社会的労働の分野を生み出し、やがて市場経済へと発展していく。一方、啓蒙主義的教養は「文芸的公共圏」＝意見交換の場としてのクラブやサロンを生みだし、それが新聞というメディアにより媒介されていく。初めは芸術、文学の領域であったが、それが政治化することにより「政治的公共圏」が成立する。ここで「言論」という問題が登場する。ブルジョワは商品交換の自由、自らの言論の自由を獲得するため公権力に対抗する。公衆、世論、政党を媒介とすることで「個人の領域」と「公権力の領域」という分割線を突破していく。これがブルジョワ革命であった。

このようにして成立した政治的公共圏は19世紀

後半になると変質してしまう。「個人の領域（＝社会）」と「公権力の領域（＝国家）」の分割が壊れてしまうのである。それがハーバーマスのいう構造転換である。近代においては国家と社会が分離されて把握されていたが、国家と社会が相互浸透してくることにより、政治的公共圏が担ってきた批判的機能が奪われてしまうことになる。今日の図式では、一方に国家と経済社会があり、他方に私的領域と市民社会がある。システムの実体として国家＝行政機構と経済社会＝経済市場の癒着があり、それに対峙する形で、私生活圏＝私的領域と公共圏＝市民社会という生活世界がある。そしてシステムは効率、競争原理で動き、生活世界は相互理解に向かおうとする。しかし実際には、システム側の権力や貨幣が生活世界に入り込んでシテムによる生活世界の植民地化が起こっている。経済社会と経済市場に向き合う形で公共圏を維持しようとする市民社会、という水平関係があって、今のところ経済社会が市民社会を植民地化している形になっている。

しかし、本来は公共圏と市場は同時に存在し、その関係は不斷に調整されていくべきものである。それが新しい社会構成のあり方である。そこに国家が入り、経済社会、市民社会、国家という3者の関係になる（私はそれでは不十分で生態関係＝自然を含めて考える必要があると思うが）。経済社会、市民社会が天秤のように存在し、その上に国家があるという、それぞれ独立したものとしてモデルを想定することができる。市民社会が展開される空間としての公共圏が存在する場合、そのアクター＝行為する主体が問題になる。それは新しい社会運動であり、アソシエーション、ネットワーキングである。経済社会においては経済市場という空間における行為主体は企業であり、利潤最大化原則で動いている。それに対し、市民社会、公共圏、アソシエーションの行為原理はコミュニケーションの合理性の追求＝相互了解、寛容、連帶である。

NPOというのは、この新しい社会運動のアクターたちを制度化していく問題である。しかもこ

の市民社会は国家、経済社会とは切れた自立した存在である。市民社会のアクターを国家行政の中にでもなく経済社会の中にでもなく、市民社会の中に制度化するはどういうことか。制度化には、良い面と悪い面の二律背反性がある。しかし、法による制度化は必ずしも国家行政の傘下に入ることではなく、法により市民社会のアクター達にしっかりと基盤を与え、制度的保証を与えるという考え方もあり立つ。これは言論の自由、放送の自由についても言えることで、私は終始、この問題に対して制度的保証論の立場をとって発言してきた。言論の自由は歴史的に見れば、ブルジョワが公権力に対抗するために国家からの自由を主張した、国家が介入してはならない自由であった。そういう論を未だ擁護している人がいるが、18世紀ならともかく、今日では国家からの自由という議論ではどうしようもない。経済力もなく政治権力もない者達が、国家が介入してはならないといつても自由は達成されない。国家と経済が癒着した今日のシステムにおいては自由というものが制度的枠組みの中で保証されなければならない。そうでなければ言論の自由は実効性がないものになる。制度化が法律によってなされれば良いのである。新しい社会運動、アソシエーション、ネットワーキングが市民社会の中の活動主体として安定した基盤を持つためには制度化することが必要だが、それは、両刃の剣である。当然、せめぎ合いが起るが、それは枠組みそのものが悪いのではなく、むしろ「闘い」の問題である。

経済社会と市民社会との関係は1989年の社会主義の崩壊以降、この市民社会をいかに自立させるかが根本的課題になっている。ハーバマスによると、「言葉」が市民社会のメディアムになっていくが、私はそれだけではユートピア的であると思う。NPO法案にもあるように、貨幣による決済が市民社会の中で行われて良いのではないか。それは貨幣の使い方の問題であり、経済社会の貨幣の使用は資本化していく貨幣であるが、市民社会では貨幣を媒介として市民が決済するということも可能だろう。

これまで二つのことを重ねて話してきたが、公共圏の概念の延長線上でいうと、今までのテレビの公共性という言葉をもっと具体的な枠組みに置き換える必要性がある。放送の公共性を放送の機能、社会的役割としてとらえたときに、初めて公共性の主張が可能になる。結局放送が公共的に果たす役割は、公共的価値を決めるということ以外にない。放送の機能とは、放送が市民社会の制度化された空間である公共圏を造営、設営するということにある。その限りにおいて放送は社会的価値を持つ。以上のように考えることで放送の公共性をその曖昧さから救い出すことができるのではないかと考える。

放送が公共圏を作り出す場合の主体を考えると、市民社会に根ざす活動であるのだから、その主体は当然、市民社会のアクターであるべきである。今のところ残念ながら、公共放送にはNHKがあるが、その上には郵政省があり、NHKがどれだけ市民社会的基盤を持っているかは大変疑問のあるところである。民放は経済社会のアクターとしての企業であり、基本的原理としては利潤最大化で動いている。柴尾さんの話では、アメリカでは3つのセクターである企業、行政、NPOが定着しているということだったが、放送こそ、NPOにふさわしい枠組みであるといえよう。現にヨーロッパではローカルラジオがあり、その多くが非営利である。どうして日本でそうできないか。ラジオこそ最もNPOにふさわしいのに、コミュニティーラジオなども娯楽や行楽情報を流すだけで、NPOとして機能していない。私の今まで考えてきた市民社会、公共圏、そこでのアクターという三段重ねのコンテクストの中に、放送をいかに取り込んでいくのかということが大きな課題だと思う。

この後、出席者の間で活発な質疑応答、討論が行われたが、ここではその一部を紹介する。

まず、日本では市民が生まれていない、市民社会がないという問題があるのでないかという意見が出された。これに対し市民社会がない、その

実体がないから概念が使えないというのではなく、この概念や枠組みを使うことにより、別の見方ができないか、別のものが見えてこないかということを考える価値があるという返答があった。

ヨーロッパの現状についての質問に対しては、公開性と共同性を組織原理とする社会的コミュニケーション空間、すなわち公共圏という場がうまく構成され、機能できているわけではないが、ヨーロッパにおいては制度化の努力、政策上の取り組みがあり、公共圏を作り出そうとする努力は日本よりはるかに多いという説明があった。また、日本のNPOの問題点として、まだ市民社会が力を持っていない状況の中で、行政とNPOのパートナーシップが語られることにより、そのパートナーシップが系列化に近いものになり、行政の干渉が入り込み、運動のダイナミックスが失われているという状況があるということが指摘された。

制度化の問題については、どこまで制度化するかは社会の成員の負担能力の問題であり、アクターとして自発的にどれだけ負担できるかによって制度化の水準が決まる。自己負担能力をオーバーする制度化は抑圧になるし、行政の介入のルートになる、低い水準での制度化は私たちが低い自己負担能力しか持たないことを示すという意見が出された。これに関連して、現在の日本の状況においては、すでに行政自体が公共性、公共圏を看板にし、疑似公共圏の造営のイニシアティヴを握ろうとしているという指摘があった。

コミュニティーラジオに関しては、ラジオは低成本であるという利点はあるが、エリアが小さく地域社会の権力関係もあって政治性を持ち込むことがむずかしい故に、結局非政治的になってしまう。これは日本の条件によるものなのかという問い合わせに対し、アフリカ、南アメリカでは、ローカルラジオはまさに解放のための闘争のメディアである、日本ではその事実自体が知られておらず、日本人にはその可能性が見えていないのではないかということが指摘され、その重要性を認識せず、それを語ってこなかった学者の方にも問題があるという指摘があった。

討論の時間が短かったこともあるって、一つ一つ出された問題を十分に掘り下げるには出来なかつた。より深く討議していかなければならない問題、もっと具体化していかなければならない問題が数多く残されている。しかし、このフォーラムで市民社会、放送、公共圏という概念の結びつきを理解し、FCTもその公共圏において闘争し、相互理解と連帯を求めて活動している一集団であるという認識を持った人も多いと思う。そこで私たちがめざしているものは、討論でも語られたように、市民のためにある放送や国家が、市民のために機能するという民主主義の完成にほかならない。それを実現するためには、制度を作り、それを維持するための私たち市民一人一人の自己負担が不可欠である。この自己負担とは、わたしたち自身の社会に向かっての自発的「行為」にほかならない。公共圏という概念を現実の私たちの生きている社会に位置づけ、精緻化、具体化していくためには、それぞれの日常生活の一部に「コミュニケーションの広場」を創り出し、自ら市民として表現していくことが必要である。その実践と思考の繰り返しの中で初めて、この「公共圏」という概念がどこまで日本という社会において有効であるのかが明らかになるのだろう。

市民社会を成立させるのに有効な概念や方法があったとしても、それを多くの市民に知ってもらい、実際の社会活動と結びつけて、その実現化に向かって行動していくのでなければ、それは言葉の遊戯に終わってしまうのではないだろうか。

(まとめ：宮崎寿子)

FCTフォーラムのお知らせ

●子どものテレビ政策と
メディア・リテラシー

●1996年7月27日（土）

1:00～5:00

●下北沢 らぶらす 研究室3・4

■特集 3

日本の子ども番組とNHK海外ドラマ

—「子どものテレビ憲章」から考える—

1995年3月、オーストラリア・メルボルンで開かれた「第一回子どもとテレビ世界会議」では、子どものテレビ番組の制作・編成・放送に関する世界共通の基本指針となる「子どものテレビ憲章」が提案された。会議の後この憲章は、多くの賛同者を得ながら、さらに世界中に広められている。（「子どものテレビ憲章」全文と、賛同する手紙の送り先はP. 14に掲載した。）

●文化的アイデンティティの形成とテレビ

憲章では、子どもには、子どものために作られた良質な番組が必要であり、子どもはテレビを通して、楽しみながら可能性を広げ（1条）、番組を通して、自分の言語や文化を肯定的にとらえ、表現でき（2条）、自らと他者の文化的背景についての理解を深めることが必要である（3条）、また、子ども番組には不必要的暴力やセックスシーンが含まれていてはならない（4条）、と述べている。さらに良質な番組の普及のために、高度な技術と資金の確保が必要で（5条、6条）、特に先住民族の子どものテレビのためには、特別の配慮が必要である（7条）としている。憲章には、子どものテレビに関わる多くのことが網羅されているが、番組の内容に関しては、暴力とセックスの問題と共に、文化的アイデンティティを尊重することの重要性が、強調されている。

●テレビによる「文化的侵略」

テクノロジーの目覚ましい発展によって、テレビは急速に世界中に広まっている。人々は、テレビによって、たやすく情報や知識を得ることができ反面、経済力と高度な技術をもつ国からの、大量の情報の流入による「文化的侵略」にさらされている。子どものテレビもまた、大きな市場のひとつであり、アジアやアフリカ諸国にとって、アメリカの番組や日本のアニメーションは、時として、自国で番組を制作するよりも、安価に手に入ってしまうという。しかし、安易にテレビ番組

を海外から輸入して、放送することは、その国や地域独自の文化を衰退させ、文化的多様性を破壊する危険性がある。

会議でも「民族的、文化的利益の保護」「多国籍テレビ誰が利益を得、誰が失うのかー」といったテーマで、活発に論議が行なわれた。アジア、アフリカ諸国からは、安価な輸入番組に、自国のテレビを明け渡さず、子どもたちの文化的アイデンティティに配慮した、良質な番組を供給することの必要性が語られていた。

一方で、真に良質な輸入番組は、憲章3条にいう「他文化への自覚と理解を促す」上で、大きな役割を果たし得るはずである。輸入する番組の「質」に配慮することは、どの国にとっても重要なことであることはいうまでもない。「良質のローカル番組と、良質の輸入番組のあいだで、注意深くバランスを保つこと」（世界会議でのフィリピン子どものテレビ財団代表の発言）は、各国共通の大きな課題である。

●日本の子ども番組

高度な技術とたくさんのチャンネルをもつ日本のテレビで、子ども番組はどうなっているのだろうか。外国製の子ども番組はどのようなものが放送されているのだろうか。そして「子どものテレビ憲章」にいう「良質な番組」とは、具体的にどのような番組をいうのだろうか。今、「子どものテレビ憲章」という新たな基準を得て、これらのことと具体的に検証していく必要があるだろう。

F C Tでは1996年4月15日から21日までの1週間をモニター期間として子ども番組の調査を行なった。対象としたのはNHK、NHK教育、日本テレビ、T B S、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京とNHK衛星第1、第2放送。

1週間を通してみると、民放局を中心に子ども向け番組は、圧倒的にアニメ番組であった。以下では、アニメ以外の番組を中心にモニター期間中

の子ども番組を概観する。

「ポンキッキーズ」（フジテレビ、月から金8:00～8:30）は、民放でただひとつの幼児向けの番組となっている。変身する戦士が戦うドラマ仕立ての「戦士もの」では、「超光戦士シャンゼリオン」（テレビ東京、水18:00～18:30）、「激走戦士カーレンジャー」（テレビ朝日、土17:30～17:58）、「Bファイターカブト」（テレビ朝日、日20:00～20:30）の3番組がある。

最近の番組として、テレビゲームのソフトに関する情報番組「ゲーム王国」（テレビ東京、木17:00～17:30）「スーパーマリオ・スタジアム」（テレビ東京、木18:30～19:00）があり、これらはスタジオに小学生を招いてゲームをさせている。「ゲームカタログII」（テレビ朝日、火1:40～2:10）は深夜の時間帯である。

子どもが主人公として登場するドラマは、「いじめ」シーンが話題となった「家なき子」（日本テレビ、火～金16:30～17:30）の再放送、怪奇現象をテーマとした「木曜の怪談」（フジテレビ木20:00～20:54）がある。「みにくいアヒルの子」（フジテレビ、火21:00～21:54）は小学校の教師が主人公で、教室に子どもたちが登場し、「勝利の女神」（フジテレビ、火22:00～22:54）は学習塾の教師が主人公で、これも塾に通う子どもたちが登場している。

NHKでは、ニュース番組として「週刊こどもニュース」（日曜8:30～8:56）、若者向けの情報番組としてNHK教育「アクセスJ」があるが、放送時間は、金曜昼の12:40から13:00である。ドラマ風のものでは「中学生日記」（日曜13:00～13:30）がある。NHK教育テレビでは、月曜から金曜に幼児向け番組として「お母さんといっしょ」「ひとりでできるもん」「英語であそぼ」などの番組が、朝8時台に並んでおり、夕方17時台には、ほぼ同じものが再放送され、アニメの「忍たま乱太郎」をはさんで、18時25分から18時50分は、後述するように海外ドラマの時間帯となっている。18:50～19:20は科学・情報などで「やってみようなんでも実験」（月）、「ユメディア号」（火）、

「地球ロマン」（水）、「中学生日記」（木・再放送）となっている。

NHK衛星第2では、月曜～金曜に、0歳児対象の「子どもが初めて会うテレビ」（8:30～9:10・17:15～18:00再）と衛星アニメ劇場（18:00～19:00）がある。

●外国製の子ども番組

日本は、アニメーションや戦士ものなどの輸出国で、「ドラゴンボール」（フジテレビ）や「パワーレンジャー」のように暴力シーンの多い番組として、各国で批判の対象となっているものも多い。「パワーレンジャー」は、日本の「ダイレンジャー」（テレビ朝日）がアメリカに渡り、戦闘場面はそのままにして、主人公やストーリーが作り替えられたもので、現在それが日本に逆輸入され「パワーレンジャー」の番組名で放送されている。（テレビ朝日、土6:00～6:30）

外国製子ども番組では、「ポンキッキーズ」の中に、外国製の短いアニメーションが含まれているほか、NHKに「セサミストリート」（アメリカ、土8:00～9:00、日6:00～7:00）、「アボンリーへの道」（カナダ、月～木、17:15～18:00）、「恐竜家族」（アメリカ、土18:50～19:15）、N HK衛星第2では、「衛星アニメ劇場」（月～金18:00～19:00）の中に「ぞうのババール」（カナダ）がある。なお、WOWOWでは、ディズニーのアニメが、月～金の朝と夕方に30分ずつ放映されている。

●NHK教育、夕方6時台の海外ドラマ

モニター期間中に連続ものの、海外ドラマは、全部で12番組あった。事件を推理していく「Xファイル」（テレビ朝日、水20:00～20:54）、医療現場が舞台の「E.R緊急救命室」（NHK衛星、月23:00～0:00）、南北戦争時代の女医の物語「ドクター・クイン」（NHK、木23:45～0:30）、青春ドラマ「ビバリーヒルズ高校白書」（NHK、金0:10～0:55）、「ビバリーヒルズ青春白書」（NHK衛星、土23:00～23:45）、法廷が舞台の「新・弁護士ペリー・メイスン」（NHK、土、21:00～22:30）のアメリカ製の6番組が夜8時以

降に放映されている。子ども向けの番組としてはNHK総合でカナダ製の青春ドラマ「アンボリーへの道」が月曜から木曜の夕方17:15~18:00にあり、NHK教育では月曜から金曜の夕方18時25分から18時50分の時間帯には、子どもを対象とした海外のドラマが、日替わりで5番組並んでいる。海外ドラマ全体についていえば、民放での放映は1、NHK総合4、NHK衛星2、NHK教育5で、NHK教育のこの時間帯のものが全体の半数近くをしめている。

以下では、この5番組について、放送の曜日順に、制作国と番組の内容を紹介する。番組名は「」、下欄は放送された日のタイトル。

(月) 「プロッサム」 アメリカ

—愛って厳しいもの—

ヒロインのプロッサムはテーンエイジャー。父親と兄ふたりの4人家族のホームコメディ。

撮影はスタジオ内のセット。合成された笑い声が多用されている。登場人物は白人の家族。友人も白人。

この回のストーリーでは、プロッサムはボーイフレンドのためにランチを作り、彼と離れることで不安で進学をためらい、祖父に相談する。祖父の回想に出てくる女性たちは、露出部分の多い衣装を身につけ、歌ながらピアノの上で足を高くあげるなどのポーズをとる。兵士たちは星条旗をバックに戦果を語り、戦争賛美とナショナリズムが、色濃く出ている。祖父の回想の中の「戦友たちのその後」では、「性転換をした」「原子爆弾の実験を見物していて灰になった」などがあり、ここにも大きな笑い声が挿入されている。

(火) 「オーシャンガール」 オーストラリア
—秘密の楽園—

「海洋研究所」の少年たちと、小さな島にひとりで暮らしている不思議な少女ネリの物語。人間と自然の共存、環境保護などをテーマに、思春期の少年の心の葛藤も含めて描いている。

子どもたちは、ダイビングやボート操縦の訓練を受け、海の環境を守るために活動している。海の生物を苦しめる流し網の回収作業に出かけ、ネ

リと出会う。ネリは、泳ぎや潜水が上手で、鯨とも話ができる。少年たちは、ネリに自然のままの姿を残す美しい島に案内され、海を環境破壊から守るために、一緒に活躍するようになる。

撮影は、科学的な機器に囲まれた研究所のセットの他、海上、緑豊かな島、テーブルサンゴが密集している海中など。特に、海中の映像が美しく、鯨の泳ぐ姿も雄大にとらえられている。主人公たちとネリは白人。友達に、黒人、アジア系。

(水) 「フルハウス」 アメリカ

—キスはイヤイヤ—

独身の男性3人が同居し、そのうちのひとりで、テレビの人気キャスター、ダニーの3人の娘を育てているといった設定のホーム・コメディ。3人の小さな娘たちに翻弄される3人の若い「パパたち」の姿が描かれる。父親との関係を軸しながら、女の子の服装や化粧のことが話題の中心となっている。

撮影はすべてスタジオ内のセット。合成された笑い声が多用されている。登場人物は白人。

この回のストーリーでは、父親に着る服を決められている末娘のミシェルが、「自分の服は自分で決めたい」と思い、父親も子離れをしなくてはならないと思い始める。

(木) 「アルフ」 アメリカ

—お邪魔しまーす—

アルフは住んでいる星が爆発しそうになったため、地球にやって来た猫ほどの大きさの「異星生物」で両親と姉リン、弟ブライアンの4人家族のターナー家に住みついている。宇宙人アルフと地球人の家族たちとのカルチャー・ギャップが原因で起こる騒動や、気ままなアルフの行動に振り回される人々の姿を描いたホーム・コメディ。

アルフはぬいぐるみ、撮影はすべてスタジオ内のセット、合成された笑い声が入る。登場人物は白人。

この回のストーリーは、アルフがリンのために勝手に、男の子とデートの約束をしてしまうことから、起こる騒動がテーマになっている。リンの両親も、あれこれと娘のデートの成り行きを心配

する。

(金) ミステリヤス・アイランド

「なぞの島」

オーストラリア

ジュール・ベルヌ原作のSFアドベンチャー。南北戦争の頃のアメリカが舞台。南軍の捕虜になった北軍の大尉は、黒人奴隸を船で密かに逃していたジャック一家4人と、北軍の黒人兵士、新聞記者たちと共に、気球を奪い、6人で捕虜収容所を脱出する。気球は長い間大空をさまよった末、小さな島に行き着く。実はこの島は要塞化された火山島で、地下にはこの島をコントロールする謎の男が潜んでいる。

撮影はすべて海や島。登場人物では、白人6人と黒人が1人。文学作品を映像化した作品で、空中からの映像や、水中、水面の映像に、映画的な手法が駆使され、迫力ある映像になっている。

●オーストラリアの番組の背景にあるもの

この時間の海外ドラマは、アメリカ3、オーストラリア2である。アメリカの番組はすべて、シチュエーション・コメディ（シット・コム）と呼ばれる30分の喜劇で、スタジオのセットで収録されており、子どもの大人びたセリフや、だじゃれなどのことば遊びが連発され、その度にワッと湧くような合成された大人の笑い声が、挿入されている。オーストラリアの2番組は、シット・コムとは全く趣を異にしている。物語やSF文学を映像化したもので、美しい自然の風景の映像がふんだんに盛り込まれている。

「第1回テレビと子ども世界会議」の開催国であるオーストラリアでは、1982年以来「オーストラリア子どものテレビ財団」が、良質な子ども番組の制作と、国内外での普及に力を入れ、積極的な活動を行なっている。また、オーストラリア放送委員会は子どもへの様々な配慮を盛り込んだ「子どものテレビ基準」と、「オーストラリア独自の内容の番組に関する基準」をもうけ、これらは、1990年の放送法によって公布されている。

（詳しくはガゼット56号）ここに紹介したような番組は、こうした同国の背景から生まれたものである。

（まとめ中野恵美子）

子どものテレビ憲章

①子どもには、子どもを対象とし、子どものためにつくられた、良質の番組が必要である。それは、子どもを不適に搾取するようなものであってはならない。

子ども番組は娛樂性に加えて、子どもの可能性を身体的、精神的、社会的に、可能な限り追求し、育むようなものでなくてはならない。

②子どもはテレビ番組をつうじて、自分自身について、またコミュニティや自分の居場所について、肯定的に確信することができ、自分の文化や言語、生活経験を聞いたり、見たり、表現したりできなければならない。

③子ども番組は、子ども自身にその文化的背景を自覚させ、理解を深めさせるのと同時に、子どもに対して、他の文化への自覚と理解を促すようなものでなければならない。

④子ども番組は、その種類と内容において多様なものでなければならないが、不必要的暴力や、セックスシーンを含んでいてはならない。

⑤子ども番組は、子どもが視聴し得る時間帯に、定期的に放送され、そして／または、広く利用し得るメディアかテクノロジーにより、送信されなければならない。

⑥子ども番組をできる限りの高い水準にもっていくための、十分な資金が用意されなければならない。

⑦政府、制作会社、配給会社、資金を提供する組織は、先住民族の子どものためのテレビについて、その重要性と繊細さを認識し、これを支え、保護するための方策を講じなければならない。

1995年8月

=子どものテレビ憲章への賛同を表明する=

手紙の送り先

• Ms. Anna Home, Head of Children's Programmes
, BBC Television Room E1015, Television Center,
Wood Lane, London W12 7RJ England

• Australian Children's Television Foundation
3rd Floor, 145 Smith Street, Fitzroy, Victoria
3065 Australia

■特集4

『子どもの死生観におけるマスメディアの意義』

野津貴史（東京学芸大学）

◆はじめに

最近の子供の自殺を考えると、子供の死のイメージや死の意識がマスメディアと密接な関係を持って形成されるのでは、という仮説が浮かぶ。そこでこの仮説を理論的に考察した上でメディアの代表であるテレビの番組分析を行なった。

理論的な考察では、現代社会は死をタブー視していること、人々が病院で死ぬなどで生活の中で死が見にくくなり、生（日常生活）と死の分離が進んでいること、その中で人々はタブーである死をマスメディアに非人間的な形で求めることなどがわかった。つまり死がタブーである社会では、人々は死を主にマスメディアから学ぶのである。しかも子供は死に直接触れる可能性が少なく、その傾向は強いといえる。それでは実際にメディアは子供に死をどのように伝えているのだろうか。

◆子ども向けテレビ番組の分析

対象：小学生のテレビ番組の人気度調査（1995年秋）の上位10番組の中から死を多く扱っている番組を5つ選択し、45回分の放送を分析した。

分析方法：番組中で死に関連したものをイメージさせる描写や言及があった全てのシーンの音声と映像を具体的に記述し、その特徴を分析した。

(1)各番組の分析（〔 〕は番組内容の一例）

『ドラゴンボールZ』〔アニメ〕（再放送含む）

該当シーン：27回放送中の64シーン

可逆性のある生と死、9シーン〔11/15 ドラゴンボールでどんな願いごともかなう→全滅した地球人を全員生き返らせる：死者（ベジータ）も生きている者と会話し、戦える etc〕／死の描写は全て暴力による死／死の描写全19回中、皆殺しの描写が5回〔11/16 フリーザの手下（悪役）が星の人間を皆殺しする etc〕／巻き添え、道理の通らない殺され方、8シーン〔12/12 おどおどしている部下に対しフリーザ（悪役）が「臆病な部下はいません、消えなさい」といってあっさり殺す

etc〕／主人公も悪役も、殺人シーン全てで殺すことをためらわない／罪の償い、罰としての死、5シーン〔12/5 フリーザの部下「生き残った村人がいましたがただちに始末いたしました」フリーザ（悪役）「殺したのですねせっかくの証人を、思慮の足りない軽率な行動が私は最も嫌いです」とつぶやき部下を殺害 etc〕／正義のため命を投げ出すことの美化、2シーン〔1/16 3人のナメック星人が最長老を守るためにフリーザ（悪役）に対し捨て身の攻撃「たとえかなわなくても腕の一本ぐらい折ってやるわ」3人とも殺される etc〕／主人公達の殺しと悪役の殺しの差別化（主人公達が殺しても死体が残らないが悪役が殺すと残酷な死体が残る）〔11/16 主人公達が悪役の攻撃に応戦、一撃で倒して湖に沈めてしまう、など2シーン←→12/5 フリーザの部下（悪役）が「このくたばり損ないが」といって死寸前のナメック星人を殺し、無残な死体が残る、など16シーン〕

『セーラームーンSS』〔アニメ〕

該当シーン：7回放送中の14シーン

罪の償い、罰としての死、7シーン（毎回クライマックスで主人公達が「おしおきよ」の決め台詞で悪役を殺傷）／主人公達は悪役を退治（=殺傷）することにためらいがない、毎回の7シーン／死が映像的に美しく描かれている（ガラスが割れるように光とともに消滅）、毎回の7シーン／悪役の性格がコミカルに描かれ、それらが死の残酷さを明るく軽いノリで表現、6シーン〔12/23 バラバラ（悪役）が公園で子供達に人形劇をする「そこへ白馬に乗った王子様が助けにきました。が、森の妖術使いにやられてしまいました。そして、お姫様も死んでしまいました。ついでに森の妖術使いも死んでしました。めでたしめでたし」：12/2 悪役が「ステージアウトでっせ、さいなら」という言葉を残し消滅 etc〕／死の描写は全て暴力による死／悪役は「ステージアウト」というテ

レビゲームでのキャラクターの退場時に使うような言葉を残して死ぬ、毎回の 7 シーン

『魔法騎士レイアース』〔アニメ〕

該当シーン：3 回放送中の 17 シーン

主人公達に一貫した死生観（自分の生き方、死に方は自分で決める・愛する人達のために命を投げ出して戦うが、できる限り生き抜いてみせる）があり、それに基づく死を正当化している、5 シーン〔11/13「自分の生き方は自分で決めます。そして死に方も。病気に侵されてただ最後を待つつもりはありません。…死ぬ時は戦士として死にます」etc〕／死は光とともに消滅する形で映像的に美しく描かれる、2 シーン／罪の償い、罰としての死、1 シーン〔11/20 デボネア（悪役）はピンチになった部下に「ふん、消えろ、マジックナイトとともに」と言ってまとめて攻撃する etc〕

『金田一少年の事件簿』〔ドラマ〕

該当シーン：2 回放送中の 21 シーン

2 回の放送で 20 回もの死の具体的描写（殺人が 15 回、自殺 2 回、事故死 3 回）／全体に死がゲーム感覚、謎解きの道具として扱われる〔9/18「私はこれから君達を一人ずつ殺していくつもりだ。ゲームとして。殺されたくなかったら私の正体を暴くことだ。…さあミステリーナイトを楽しもう」etc〕／罪の償い、罰としての死（殺人の動機は全て復讐＝罰、自殺の動機もすべて自分の罪の償いとして描かれる）／殺人シーンが部分的な描写にとどまり、全体像を描くのを避ける、6 シーン〔12/30 雪夜叉の殺人、ナタで打撃するが殴られる方の人物は描かれない：血が吹き出すのを描写、しかし頭と思われる局部が映されたのみ etc〕

『どうぶつ奇想天外』〔クイズバラエティー〕

該当シーン：6 回放送中の 16 シーン

ナレーションや悲しい音楽で死を悲しく表現、しかし野生では死は仕方なく自然であることを描く方に主に力を入れている、6 シーン〔12/2 ツノメドリがカモメに捕食される「しかしカモメも生きるために食べなくてはならない」：12/9「命はいつも何らかの犠牲の上に、幾つもの死の上に成り立っている」etc〕／命の一回性の言及、1 シー

ン〔12/9「どんなに叫んでも失われた命は戻りません」〕／動物が死ぬ瞬間まで望みを捨てずに必死で生きようとするのを描く、4 シーン〔11/18「ピョンキチも生きようと最後の力を振り絞る」etc〕／死は常にどこかで起きているものというメッセージが強く描かれる、2 シーン〔12/9「突然舞い降りる死の悲しみ、全てが現実、全てがたった今もこの地球上で起こっている事実」etc〕

(2) 分析のまとめ

フィクション物を中心とした傾向：死はほとんど暴力によるもの／敵に対し死を目的にした攻撃をためらわない→「悪は殺しをして当然、正義はその悪を殺して当然」の法則が成り立つ／「善惡関係なく暴力的強者が弱者を殺す」法則が成り立つ／罪や罰としての死が多く描かれる／死を正確に描こうとせず、残酷な描写を避けている／正義や愛する人のため命を投げ出し戦って死ぬのを美化／ゲーム感覚の死、謎解きの道具としての死、脇役の死が無意味に軽々しく扱われる、など全体に死が軽いイメージで扱われる場面が多くある。

ノンフィクション物を中心とした傾向：死ぬまで望みを捨てずに生き抜こうとする姿が理想的に描かれている／死は当然起こることで、常にどこかで起きているというイメージが描かれている。

◆死を直視する必要性

分析結果では、子供向けのテレビ番組は死を軽く扱ったり弱者は死んでも仕方ないという形で描くことがあり、死をはっきりと正確に描き切れていない。子供の視聴実態までは調査できなかったが、子供達は死をばやけた漠然としたものとしてしかとらえきれておらず、しかしそれが死の経験のほぼ全てであるから自分なりには知っているつもりになっている、という可能性が十分ある。また、死を無視して生だけを語れば空虚なものになるのではないか。生命尊重の概念を価値観として社会に根付かせるには、マスメディアだけに死の意識、イメージの形成を任せるのでなく、親、教師などの大人がまず死に対して直視し、子どもと一緒にになって死について考えていく姿勢が必要なのである。（卒論指導は東京学芸大、村松泰子）

マスコミは人間としての日本人像を伝えて

ナタニ・シーラ

今年に入って、地下鉄サリン事件や、TBS インタビュー問題のような恐ろしい事件が相次いで起きた。驚いたのは、これらの問題がここまで大きくなる前になぜ表面化しなかったかということである。オウム真理教は山梨県上九一色村でサリンを製造し、次々と問題を起こしていた。一方マスコミはオウムを何度か伝えてはいたがずっと追ってはいなかった。何か出来事があるとそれを大袈裟に伝える。しかしそれきりである。事件が起きた瞬間盛り上がって、殆どの放送時間その事が占める。しかし暫くたつとその事がどうなったのか放送されないし、分からぬというのが日本のマスコミのやりかたであるような気がする。

必要がないところで、人を追いかけたり、無理な質問して追い詰めたりするインタビューを見て放送の方針を忘れているように思える。またテレビを見ている時、一つ気になることがある。それは事件を起こした人を紹介する時である。きいてみると事件や問題を起こした人を、「あの男」「あの女」といって紹介している。

私はこのような呼び方には非常に問題があると思う。せめて「あの男の人」や「あの女の人は」としてニュースで紹介するべきだと思う。例え犯人であっても放送局としての方針は必要であるような気がする。悪いことをした人はテレビの報道で非難を浴びる。これは当然なことだと思う。しかしその犯人を「あの男」とか「あの女」として報道するには何の意味があるのか理解しがたい。

また、時には物事をよく調べもしないで報道している場合があるような気がしたこともある。このような報道によって相手がどれほど被害を受けたか、相手の立場にたって考えてみなければいけないと思う。このような基本中の基本を視聴者が放送人に教えなければならないのだろうか。

視聴率を気にして、なるべく多くの人に見てもらえるような番組を作ろうとしている。

しかし視聴者が望んでいるものは少し違うのではないかだろうか。視聴率を気にするのはやむをえ

ないとしよう。しかし、物事をきちんと追って、真実を明かにして伝えれば視聴率は自ずと付いてくると思う。

また、「〇〇テレビは〇〇に入るのに成功した」。「〇〇テレビがはじめてだ、こういう取材ができたのは」というところから報道をはじめる。誰かが、いつか伝えなければならない、つまりそのテレビ局は当然のこととしただけである。しかし見ていると、それぞれのテレビ局のイメージアップを中心と考えて見える。イメージアップを考えるのは当然だが「〇〇テレビが成功した」という表現で始めようとする番組を視聴者の一人として私は見る気がしなくなってしまう。もうそのスタートの時点での番組の質が下がっている。日本の放送局にはいろんな知識をもった人達がいると思う。しかしここでもまた日本の企業システムが働いているような気がする。

例えば民放では国内がマーケットなので世界で何が起きているのかは関係ない、と民放の人々に言わされた事がある。第一線で仕事をしている放送人は大変厳しいことをいふけれどそれは建て前であるということを聞いた時はショックだった。

国際化といわれている今日であるが放送人がこのようなことを考えているのであれば、局員教育が真っ先の課題であろう。顔が見えぬ日本人と言わされている国際社会の中で、日本の正しいイメージを伝えていかなければならない。マスコミはやらなければならない重大な責任がある。そのマスコミが、発信地がこのような状況であるとすれば本当の日本、と日本の正しいイメージは伝わらないと思う。日本は経済大国である。このことは学校もいったことがないインドの村人も知っている。

国際社会が知りたいのは経済大国である日本ではなく、人間としての日本人なのである。何を考え、どのような文化を持っているのかという本当の日本人なのである。マスコミは国際社会での立場をしっかりと認識し担っている重大な責任の重さを実感してほしいと願いたい。（東京外国语大学）

FCT データ・バンク

一 国 内 篇 一

*4、5月の週刊誌、月刊誌はそのほとんどがオウム真理教とメディアに関わる、主にTBSビデオ問題を特集に組んでいる。すべてを網羅したわけではないが、諸悪の根源は視聴率信仰にあり、という論調で、その先には責任は視聴者にもあり、と言いたげな姿勢が透けて見えるものが多い。主な定期刊行物の論調をまとめて資料としておきたい。

● メディアの危機管理－TBS事件の教訓、編集部取材班、「放送文化」1996年6号、日本放送出版協会。

問題はTBSだけではない、そしてマスコミの内部事件、ムスタン、臓器売買、サンゴ事件、マルコポーロ事件などメディアがおこした事件について、再検証しつつメディアはどう対応したか、としての危機管理体制について取材している。

取材や報道にあたる人間の倫理の向上－組織的な研修や教育だけではなく、個人としての自己淘汰が欠如している。記事や番組の品質管理の問題、社内調査の速やかな対応と公開性、など自己検証のしくみの構築の欠如について言及している。

土下座する、頭をたれる、詫びるのは誰に向かってなされているのかともすると、"お上"に詫びるふうになりがちな状況だけはあってほしくない。社会が正常に機能するためにあってしかるべき機関＝メディアが私たちから、社会から離れていく、そんな思いが不祥事のたびに強くなっていく、と訴えている。他にこの号には「オンブズマン制度の導入を」浅野健一、「スポンサーはテレビをこう見ている」「夕方ワイド番組は花盛り」「いまこそ問われる視聴率の意味」「ボスニア報道の嘘」「タ

レント教授の実力」など。

同誌5月号では「TBSオウムビデオ事件の道義とルールー坂本弁護士事件の奇妙な弁明」、4月号では「麻原裁判テレビ公開の可能性」。

● TBS問題の核心、岩川隆、「潮」、潮出版社1996年6月号。

"報道を職業とする者"の不在、とサブタイトルをつけた本文は、何よりも事実追及を本業としてきたはずの当事者たちが、その公表を阻まれている要因はなにか、まず会社があつて個人がない、という日本特有の対処のありようを異様である、とのべている。会社の倫理が先行して、職業性や職業の倫理があとまわしになっている、そこからは個人の誇りと自覚が育ちようもない。営利、経営、を目的とせざるをえない経営陣とそれに反発する現場の報道関係者がつねに緊張関係を保ち、矛盾を内包しながら存立する、というところからよい報道は生まれる。

TBS問題をきっかけにして、報道人は職業性の強い個人の集合体として復活してほしい。TBS問題を自らの問題として考えないマスコミ各社は、必ずや同じ問題をつきつけられるはめになるであろうと警告。

● TBS叩きの異様－日本のジャーナリズムは死んだ、緊急鼎談・筑紫哲也、鳥越俊太郎、辺見庸、「Ronza」6月号、朝日新聞社。

オウム憎し、の世論のなかで、ジャーナリズムの原則が次々と崩されている、と危機感をつのらせるジャーナリスト3人が話し合った、TBS問題を解く、という内容。

ぼく自身とても奇妙な立場、と言い続けている筑紫は、視聴率や俗悪番組がいかんという議論にはそれを見ている人たちへの非難が後ろに隠れている、と述べ、テレビは体が急に肥大しちゃった子供みたいなもの団体だけ大きくて影響力が大きくなっただけれど、はっきり言って知恵が伴っ

ていない、とかなり粗雑な比喩でテレビを論じている。視聴者として我々はオウム報道をインフォテイメントとして見てきた、劣情的オウム報道の共犯者という感じがあるから何をかいわんや、と辺見は言いながら、日本のジャーナリズムは品性下劣、と喝破している。ジャーナリズムは利益よりも真実を大切にするべき、と会社ジャーナリズムの日本の状況を今更のように嘆息する鳥越。悪いのは視聴者とつきつけられているように思えてくる鼎談。他に「テレビは報道を独立させよ」蟹瀬誠一という提言も掲載。

● 総力特集・報道よ驕るなれ。

「マスコミ被害白書7人の告発」他「文藝春秋」1996年6月号。文藝春秋社

つくば母子殺人事件、松本サリン事件、薬害エイズ、超能力治療などの事件の渦中に巻き込まれて、弱者として意図的な報道にさらされた人々が語ったのをまとめてある。例えばモスクワ、ロス、ソウルと五輪の水泳代表となり天才少女と言われながら力を発揮できずに終わった長崎宏子はメダル報道にマインドコントロールされて、日本のためにメダルをとることしかなかった。マスコミを通して伝わる長崎宏子像と現実のギャップに悩まされたと語っている行政の情報操作に乗せられた薬害エイズ、すべてのマスコミが謝罪して疑惑が晴れようとも名誉回復はできない、という松本サリンの被害者など、現代の報道被害の一端を知るだけでも、ひとごとではすまないと思わせられる。

「そこまでやるのか、ワイドショー」は有田芳生、江川紹子、二木啓孝の3人が語るテレビのオウム視聴率至上主義報道の内幕、として、過熱したオウム報道についてワイドショーのコメントーターを経験した立場から話し合っている。江川は視聴者や他のメディアに検証される覚悟をもつ

て番組を作ること、放送したものは有料でよいから見ることが出来るシステムづくりを、と提言している。他に「テレビ取材にマニュアルはない」田原総一朗、「昨日の”同志”磯崎社長へ」大蔵雄之助、「哀しい真実TBS社内調査」編集部記事、「記者クラブとわが闘争」竹内謙、「黑白ジャーナリズムと面白ジャーナリズム」山崎正和。

●テレビメディア批判の時代的意味
米本昌平、中央公論1996年6月号、中央公論社。

五五年体制が崩壊した後に必然的に体験しなければならない権力バランスの組み替え期に入っている、と現在の状況を読み、ゼネコン汚職の摘発、住専処理、金銭スキャダルをきっかけにしておこった巨大権力機構である大蔵省の分割論、薬害エイズ問題の厚生省による権力変動、この一連の変動とあたかも無縁のごとくみえるがオウム報道をめぐるTBSの問題はテレビメディアを中心とするジャーナリズムの変動と決して無縁のものではない。

圧倒的なパワーをもちながら、社会的なチェック機構をもたないメディアと、メディア全体に対する批判的検証または研究を怠った日本のアカデミズムの責任が真剣に問われている。社会制度のハードの部分を点検し、日本社会が新しい権力バランスに移行するのに伴う必然的課題として現在の状況を見るならばメディアはまず検証の手段をもつべきである、と述べている。オウム報道の中で行われた宗教学者島田教授退職問題を例に、巨大メディアを検証するためのインフラ整備とルール作りに着手すべきである、いまのテレビメディアが従っている多くの規則はまだ社会的影響力が小さかった、ビデオ技術も発達していなかった時代に決められたもの。公平で客観的な検証手段を封じてきたテレビは社会的責任感覚を欠き、評価の目安が視聴率と

いう欲望の指標になってしまった。メディアを体系的に検証する方法を確立しない大学アカデミズムに対しても責任を問うなど、あらたな社会設計のための全体図を念頭において情報化社会の総点検が今求められている、と結んでいる。

●他局にTBSを断罪する資格はない、江川紹子、「諸君」1996年6月号、文藝春秋社。

テレビ各局のオウム真理教関連の番組でコメンテーターとしても活躍しているジャーナリストの目から、オウムになめられたマスコミ、の事実を具体的に提示。例えばフジテレビやテレビ朝日、日本テレビにもオウムの圧力にまけて、訂正放送、として内容はオウムの宣伝になるものを放送したことがあった経緯をあげて全メディアが自分達が行った報道をもう一度検証してみてほしい、TBS問題はどのメディアにとっても決して他人事ではないはずだ、としている。この号では他に「視聴率に殺された民放の雄」として大蔵雄之助、桜井よしこが対談。他に「ワイドショーのどこが報道だ」清野徹。

●特集・検証！TBS問題、「創」1996年6月号、創出版。

100頁に及ぶ大特集。座談会「テレビにおけるジャーナリズム不在」は原寿雄、鳥越俊太郎、桂敬一の3氏により、今回のTBSビデオ問題をきっかけにして郵政省が視聴者に成り代わって放送に介入しようとしている、第三者機関の人選の過程で郵政省がイニシアチブをとることの危険を話し合っている。放送自らがイニシアチブを取った非権力的な自主規制団体が反社会的な番組の見直しをしていかなければならない、としている。もうひとつの座談会は「いまこそ視聴率至上主義を見直すべき」愛川欽也、ばばこういち、服部孝章、横尾和博。他に「激動の40日！報道現場はどう動いたか」津

田浩司、「渦中から現場の叫び、朝ワイドの混乱と改革」小池正春、「ワイドショー現場を支える外注の構図」岩本太郎、「資料・日録TBSビデオ問題の全経緯、4月30日付TBS調査報告書前文」。

さらに「TBSは何を誰から守ろうとしたか」筑紫哲也、「いつのまにか巨大化したテレビの脆弱性」葛信彦、「自分で自分を検証することの痛み」杉尾秀哉、「考えるべきことはたくさんある」柴田秀一、「報道のTBSの未熟さ、甘さ」料治直矢、「番組を通じてさらなる検証を」渡辺真理、「本当にワイドショーが問題なのか」宇都木貞夫、他。

TBSの現場で活躍している人たちに直撃インタビューしているのがそれぞれに率直で、テレビへの思いを伝えていた。ビデオ問題がおこらなければこうした真摯な発言を引きだすことは出来なかっただろう。

●TBSは即時免停だ！ 稲垣武、「正論」1996年6月号、扶桑社。

筆者は元朝日新聞記者。オウムは幹部の独占生出演をエサにして、批判を封じ込め、オウムのPRをさせるのが常套手段だった。「スクープしたいばかりにオウムに取り込まれジャーナリズムの本分を逸脱したTBSに公共の電波を託す必要はない。暴走の罰として放送免許の停止少なくとも一時停止の処置をとるのが当然ではないか。郵政省も一部のマスコミに惑わされず、断固とした処分をすべきだ。それが問題のある他をも肅然とさせ、放送の自由を守る結果となるのは疑いない」（原文の最後の8行引用）と結んでいる。

●TBSビデオ問題を考える—緊急シンポジウム資料、メディア総合研究所、1996年4月。

4月27日、東京自動車会館で行われたシンポジウムのための資料として参加者に配布されたもの。TBSビデオ問題についての資料を丹念

にまとめてある。TBSビデオ問題の経緯。坂本弁護士インタビューの全容、95年10月19日のNTVの報道をめぐって。坂本弁護士一家殺害事件の検察側冒頭陳述（抜粋）とTBS問題関係者の供述調書。TBSの対応。96年2月末以降の報道の推移と各紙の社説。郵政省の対応

労働組合、職場の対応。国会審議から。フィルム、ビデオ証拠申請・提出問題と記者の証言拒否問題事例年表。TBSビデオ問題の周辺。論評と検証。

3月の衆議院法務委員会、予算委員会通信委員会、参議院法務委員会の議事録が収録されており、TBSの大川常務が参考人として出席した折の質疑応答などを逐一知ることができる貴重な資料となっている。その中で橋本總理大臣が所見を求められて「現在郵政省がTBSに対し十分な調査を行うようにしておられることもあります、これ以上の言及は差し控えたいと思いますけれどもその結果は当然ながら放送行政上の問題として判断の対象になるでありますし、それはこの問題にだけ限定されるものではなく、放送といふものに携わる方々の自覚と、その自覚の上にたった責任の中で今後成果として国民に与えられるべきものだろうと思っております。この事件だけでとどめるものではなくこうした土壤がほかにはないかどうか、もあるとすればそれを解決するはどうすればよいのか、放送事業者の自覚を求めるひとつの大きな問題点であろう、そのように思います」と意味深長な発言なども読み取れる。

●テレビ7つの大罪をめぐる大雑談、岸田秀、高橋春男、鳥越俊太郎、橋爪大三郎、天野祐吉、「広告批評」No.194.1996年5月号。

テレビの末期的症状とも言われるTBS問題を契機に、もう一度テレビの抱える「罪」について考えてみようという特集。その叩き台としてあげられているのが、以下の「テレビ7つの大罪」。①自分のいかがわしさを棚にあげ正義の怒りをふり回す憤怒の罪②「出でもらう」のではなく「出してやる」といった顔の高慢の罪③志を忘れ視聴率（カネ）に魂を売った強欲の罪④自分が見たいばかりに水着の女を画面に出したがる肉欲の罪⑤虎の威を借りるばかりで己の能力を磨こうとしない怠惰の罪⑥恵まれた者への己の嫉妬心を視聴者にうつす嫉妬の罪⑦あらゆるもの喰いつくし文化の荒野をつくりだす大食の罪。

「テレビは人間に神の視点を与えた」「キャスターは司祭者？演歌歌手？」「視聴率を上げるには視聴者を思い上がらせること」など、雑談ならではのユニークな視点・表現が随所に出てくる。社会、宗教、歴史、組織、言語など切り口は雑多だが、ありきたりの批評にはない鋭さ、新鮮さがある。

●TBS事件一問われる報道の倫理、「マスコミ市民」No.330,1996年5月号。

TBS事件を分析・検証するとともに、報道の倫理と責任を問うた特集。内容は「背景に、ワイドショーは放送界の住専論」川崎泰資、「報道の自由と倫理と責任」広瀬英彦、

「ジャーナリスト教育のシステム化を」武市英雄、「放送ジャーナリズムの復権と発展のために」桂敬一、「暴走しかねないテレビメディアー自己点検の強化を期待する」田宮武、「TBS事件とその報道、論評ー事件の点火と展開」佐藤毅、「TBS問題に思う」井上宏、「ジャーナリズムとしてのテレビの復権」斎藤文男。

TBS事件によって浮き彫りにされた放送ジャーナリズムの構造的・体質的欠陥を指摘するとともに、TBSはこの危機をどう乗り越えるべきか、これを機に放送ジャーナリズムはどう変わるべきか、研究者の立場から具体的な提言を行っている。「ジャーナリスト個人の心がけや志だけに任せるのでなく、有効なシステムとしての倫理強化策やジャーナリスト育成策を実現すること」「市民との協力関係を放送の仕組みに入れ込むこと」「政治・行政の介入を阻止する体制を確立すること」（桂）など、放送ジャーナリズム全体の復権と発展をめざした実践が、TBS問題を解決することにつながると結んでいる。

※同4月号、TBS坂本弁護士ビデオテープ事件が問うたもの（田島泰彦）では、報道倫理上の問題とともに、市民も加わった形での真相究明の意義が問われている。

●テレビは阪神大震災で何を伝えようとしたか—FCTテレビ診断、中野恵美子、阪神大震災のテレビ報道を読む、立命館大学鈴木セミナー、「放送レポート」No.139.1996年3月号。（まとめ：竹内、猪股）

FCT市民のテレビの会はテレビの作り手、視聴者、研究者が立場を超えて集い、より良いテレビの実現をめざして実証的研究と実践活動を積み重ねていくためのひろば=フォーラムとして1977年10月に創設されました。その運営は創設以来、事務局スタッフ及び会員のボランティア、全国の会員からの会費とカンパ、定例のFCTフォーラム（公開の研究会）参加費、および調査研究報告書や季刊情報誌 fct GAZETTE（ガゼット）等のオリジナル出版物販布からの収入によって行われています。

「ガゼット」の年間購読のお申し込み、バックナンバーのお問い合わせ、FCT出版物や入会などについてのお問い合わせは事務局へハガキまたは電話（03・3721・8694）でどうぞ。